

死刑廃止を考える

2013
第25号

●主な内容●

- ・テキサス調査報告 3
- ・谷垣禎一法務大臣による3名に対する死刑執行 3
- ・日本の人権状況に関する普遍的定期的審査(UPR)―死刑関連勧告を再び拒絶 4
- ・弁護士会の活動紹介 4

死刑廃止検討委員会ニュース

編集責任 日本弁護士連合会 死刑廃止検討委員会

テキサス 調査報告

事務局長代行 中村 有作(岡山)

2013年2月22日から3月1日まで、大阪弁護士会及び日弁連は、アメリカ合衆国テキサス州において終身刑に関する調査を共同実施しました。

大阪弁護士会から3名、日弁連から12名、研究者、マスコミ等と交え総勢21名での視察でした。

調査1日目(25日・土)
テキサス死刑廃止連盟・年次総会に出席

総会であるため、理事・役員選出、決算報告等がなされていきましたが、大部分が寄付金等で賄われて運営されているとのことでした。担当者からは、テキサス州における死刑廃止運動の動き等の説明がなされました。

コロンビア大学ロースクールのジェームス・リーブマン教授が講演され、終身刑の導入が死刑執行数の減少に相当程度影響していること力説していたのが印象的でした。

調査2日目(26日・月) 午前
エディ・ルーシオ・ジュニア
テキサス州議会上院議員
と面会

テキサス州における仮釈放のない終身刑法案の提案者であるエディ・ルーシオ・ジュニア上院議員から直接、同法案提出の背景事情等を聞くことができました。3回にわたって同法案を提出しましたが、いずれも成立せず、4回目の提案で同法案が可決されたとのことでした(2005年)。

背景として、世論調査において、

死刑存続派が75%である一方、仮釈放のない終身刑の導入には78%が賛成と回答していること、犯罪被害者から意見を聞くと、凶悪犯罪を犯した人が再び社会に戻ってくることに強い抵抗があることから、仮釈放のない終身刑法案を提案したとのことでした。

調査2日目(26日・月) 午後
ロー・ウィルソン検事等
と面会、意見交換

テキサス州ハリス郡(郡庁所在地はヒューストン)のロー・ウィルソン検事から、仮釈放のない終身刑の導入にはこれまで反対してきたこと、その理由として、同法が導入されれば、陪審員は死刑を選択しなくなるのではないかと危惧していたためであることが述べられました。

実際に、仮釈放のない終身刑の制度が導入され、死刑を求刑する事案も死刑判決も減少したとのことでした。

ただ、現在も死刑を求刑することとはあり、死刑判決も出ているとのことでした。

調査3日目(29日・火)

ハンツヴィルの刑務所博物館

元刑務所長で実際に89人の死刑執行に立ち会った経験を持つジム・ウィレット館長が、ハンツヴィル刑務所について説明してくれました。

実際に使用されていた電気椅子や、現在も使用されている薬物注

射器等が展示されていました。

調査4日目(27日・水) 午前
ウィン刑務所視察

ウィン刑務所には、仮釈放のない死刑確定者が12人(視察当時)収容されていました。有刺鉄線が何重にも張り巡らされており、厳格な身体検査が実施された後、入所を許可されました(レコーダー、カメラ、パソコン類は持込禁止)。

隔離棟に案内され、実際の受刑者の収容状況を見ることができました。

鉄格子に金網が設置されていますが、房内の様子は見えませんでした。受刑者は、ベッドの上に着一枚で座っており、ヘッドフォンで音楽を聴いている者もいました。上下で会話はでき、我々が入った際も、各房から様々な声が聞こえま

危険であるため、その線より房側に入らないよう指示されました。

また、トロイ・セルマン副所長及び州恩赦・仮釈放委員会の委員と面会しました。

副所長は、仮釈放のない終身刑の受刑者は今後社会復帰できる希望のない受刑者であり、その増加に危機感を募らせていました。

罪ではないかとの思いを強く抱きました。州における確定審と別の論点を連邦で展開することは極めて困難であるとのことでした。

同弁護士が、テキサス州において死刑が廃止される可能性について、「まずないと思う。」とコメントしたのが印象的でした。南部テキサス州は保守的であり、死刑支持者が相当いることが背景にあるようでした。

調査4日目(27日・水) 午後
ラリー・スウェアリンゲン
死刑確定者の弁護士へのインタビュー
(弁護人の法律事務所にて)

スウェアリンゲン死刑確定者の死刑執行は訪問当日の2月27日に予定されていましたが、一月ほど前に延期されました。

弁護士は連邦の人身保護令申請求手続から受任したとのことでした。

調査を終えて

アメリカにおいては、死刑廃止の理由として、①コストがかかり過ぎること(日本では理解しにくいと思われませんが、アメリカでは死刑事案についての手続保障が極めて厚く、そのため費用が数億円もかかることもあり、このことが州の財政を逼迫させる原因にもなっています)、②イノセンス・

今回の調査は、テキサス州において仮釈放のない終身刑が導入されたことにより、死刑判決が減少したのかどうかを主たるテーマとしたものでした。死刑判決が減少していることは事実ですが、このことと仮釈放のない終身刑の導入との因果関係については、今後更なる検証が必要と思われま

谷垣禎一法務大臣による3名に対する死刑執行

事務局長 小川原 優之(第二東京)

2013年2月21日、谷垣禎一法務大臣は、東京拘置所、名古屋拘置所、大阪拘置所において、各1名に対する死刑を執行しました。自民党政権の復活後初めて、かつ3名もの死刑確定者に対する執行です。執行された3名のうち、2名は、自ら控訴を取り下げたことにより死刑が確定しており、国連条約機関等から繰り返し求められている必要の上訴の要請を充たしていません。また他の1名は、第一審の無期懲役判決が検察官の

控訴によって覆され死刑を言い渡されており、再審請求の準備中でした。

日弁連は、2013年2月12日、谷垣法務大臣に対し、「死刑制度の廃止について全社会的議論を開始し、死刑の執行を停止するとともに、死刑えん罪事件を未然に防ぐ措置を緊急に講じることを求める要請書」を出して、死刑制度に関する当面の検討課題について国民的議論を行うための有識者会議を設置し、死刑制度とその運用に関する情報を広く公開し、死刑制度に関する世界の情勢について調査の上、調査結果と議論に基づき、今後の死刑制度の在り方について結論を出すこと、そのような議論が尽くされるまでの間、全ての死刑の執行を停止すること等を求めています。

その直後、この要請を無視してなされた死刑執行は、極めて遺憾なものであり、到底容認することができません。

日弁連は、執行当日、直ちに抗議の会長声明を出し、東京、第二東京、横浜、埼玉、千葉、大阪、京都、兵庫、和歌山、愛知県、広島、岡山、島根県、福岡県、宮崎県、仙台、福島県、札幌、香川県の各弁護士会も会長声明を発表しています(本年4月10日現在)。



テキサス地区(地裁、郡裁)検察官協会にて

日本の人権状況に関する 普遍的定期的審査(UPPR) — 死刑関連勧告を再び拒絶

副委員長 田鎖 麻衣子(第二東京)

2012年10月31日、国連の人権理事會作業部会において、日本の人権状況についての第2回目となる普遍的定期的審査(UPPR)がなされ、

24か国もの国々から死刑廃止や執行停止、義務的告訴制度の導入や死刑確定者処遇の改善について勧告がなされたことは記憶に新しいと思えます。この審査結果についての報告書は、2012年11月2日の作業部会による採択を経て、人権理事會本会議において、2013年3月14日、勧告に対する日本政府の回答とともに審議され採択されました(なお、日弁連は、人権理事會本会議に先立つ2月22日、参議院議員会館において、「日本の人権状況に関する普遍的定期的審査(UPPR)についての院内集會」を開催しました。当日は関係省庁からも多くの参加がありました)。

日本政府が明示的に勧告受入れを拒否したのは、死刑制度に関する勧告のほかは、いわゆる従軍慰安婦問題に関する勧告のみでした(ちなみに、刑事司法領域の勧告のうち、①代用監獄制度の廃止や改善に関する勧告については、改善の必要がないとして実質的に受入れを拒否し、また②取調べへの弁護人立会いについても、被疑者の取調べは真実発見のため最も重要な捜査手法であるため慎重な考慮を要するとして、受入れを表明していません)。

以下に、日本政府が死刑に関連して具体的に勧告受入れを拒否した内容を挙げます。

1. 死刑廃止及び国際人権(自由権)規約第二選択議定書(いわゆる死刑廃止条約)の批准

死刑制度の存廃は、国内世論、犯罪状況、刑事政策その他の要素に基づき、各国が決すべき問題であり、国民の多数が極めて凶悪な犯罪に対しては死刑もやむを得ないと考えており、凶悪犯罪が後を絶たないことから、直ちに死刑を廃止することは適当ではないというのが日本の基本的立場である。

2. 死刑の執行停止(モラトリアム)

前記基本的立場に加え、裁判所が下した判決は公平に執行されるべきことから、モラトリアムの導入は適当ではない。

3. 死刑に関する議論の促進

国民の多数が非常に凶悪な犯罪に対しては死刑も避けられないと考えている以上、当面、政府として死刑制度について議論する場を設ける計画はない。

4. 仮釈放のない終身刑の導入

減刑の可能性のない刑は、受刑者を絶望させ、その人格を破壊しかねず、困難なものとなりかねないという意見があることに留意する。

5. 犯行時未成年及び精神に重篤な障がいがある確定者への死刑の即時廃止

国内法により、犯行時に18歳未満及び心神喪失ないし心神耗弱であった者には死刑は科されない。

6. 外部交通を含む死刑確定者処遇の改善

死刑確定者の外部交通は国内法で詳細に規定されており、今後も法の適切な実施に努める。作業部会に提出した報告書に記載のとおり、死刑確定者に対する昼夜単独室処遇は人権侵害にはあたらないと考える。

7. 死刑判決に対する義務的上訴の導入

死刑判決を受けた被告人には上訴権があるほか、弁護人にも上訴権があり、死刑判決が確定するまで死刑は執行されない。

8. 死刑執行の事前告知の実施

死刑確定者が執行日に先立って告知を受けた場合、心情が不安定となり、心理的に深刻な苦痛を受ける可能性があるため、現在のとおり当日告知の取扱いは避けられない。

以上のとおり、死刑の存廃という制度の根幹に関わる勧告はもとより、制度運用の改善に関する事項も軒並み全て受入れ拒否という、頑なな姿勢が顕著です。こうした態度は、審査の僅か3週間前に、3名に対する死刑執行を敢行したことにも如実に現れています。

しかし、日本は人権理事會の理事国であり、理事會選挙においては次のような自発的誓約を行いました(傍線引用者)。

「日本は、人権が国際社会の正当な関心事項であることを確信し、ゆえに、日本は、特に重大な人権侵害について適切に対応する。一方で、それぞれの国には個別の歴史、伝統等が存在することから、個別の状況を踏まえ、対話と協力を通じて人権状況の改善を支援していく。」

生命に対する権利の重大な侵害である死刑の問題については、各国が関心と重大な懸念を持つのは極めて正当なことです。この問題について、日本政府が国際社会との対話と協力を開始するよう、日弁連として今後も粘り強く働きかけていく必要があります。

なお、本月発行の「国際人権問題委員会ニュース」No.18において、「国連人権理事會本会議における、日本に対する第2回普遍的定期的審査に関する政府の対応についての日弁連コメント」が紹介されていますので、併せて御参照ください。

弁護士会の活動紹介

札幌

(委員 清水 彰)

札幌弁護士会死刑廃止検討委員会は、2012年5月9日、死刑廃止についての調査及び研究並びに全社会的議論の呼びかけに向けた活動を目的として設置されました(現在の委員は20名)。初年度の主な活動は、委員会内における勉強会の開催でした。死刑制度に関する調査、研究を重ね、議論を深める必要があるとの認識のもと、9つの論点につき、毎月、担当委員が調査、研究結果を報告しました。また、2012年10月29日には、札幌弁護士会と韓国の京畿北部地方弁護士会との交流会が開催され、韓国における死刑制度の実情について積極的に意見交換をしました。

勉強会は、2013年6月に完結します。その研究結果を取

香川県

(事務局次長 安西 敦)

香川県弁護士会では、2013年1月11日に「死刑を考える日」と題して、日弁連死刑廃止検討委員会委員長代行である小林修会(愛知県)を講師に招き、死刑問題に関する会内研修会を行いました。

前半は、日弁連の死刑に関する立場について、死刑廃止について全社会的議論を進めていくという方向性が説明されました。後半は、名張毒ぶどう酒事件の弁護人として、事件の問題点について最新の論点を交えた話がなされました。質疑応答では、死刑の存置と廃止の双方の立場の会員を交えて積極的な議論が展開され、「死刑にせざるを得ない悪い人間はいらぬのではないか」といった質問に対し、小林会員から経験に基づいた話がなされ、議論が深められていきました。

今回の研修会には、会員25名に加え、マスコミ7名の参加もあり、死刑廃止についての関心の高さが明らかになりました。

京都

(事務局次長 堀 和幸)

2013年2月16日、キャンパスラザラ京都において「死刑を考える日」を開催しました。

安田好弘会員(第二東京)の活動を描いたドキュメンタリー映画「死刑廃止」を上映した後、当会の古川美和会員と安田会員が対談し、映画撮影の経緯や安田会員の日常生活、死刑(事件)に対する姿勢や信念等を語っていただきました。

安田会員は、個別事件の弁護において重要なことは、死刑廃止を訴えることではなく、事実の探求すなわち、被告人が有罪か無罪かは勿論、仮に、有罪であるとしても、被告人の生い立ち、行為の態様、動機、目的等、死刑の適否の判断の基礎となる

大阪

(事務局次長 江村 智徳)

2013年3月16日、大阪弁護士会館にて、シンポジウム「死刑と無期刑の間―終身刑の導入と死刑廃止について考える」が開催されました(日弁連共催)。

パネルディスカッション第一部(制度論)では、龍谷大学法科大学院の浜井浩一教授、石塚伸一教授から、重大犯罪の動向や欧米における終身刑導入の経過等についてお話があり、龍谷大学大学院法学研究科研究生の布施勇如氏からテキサス調査(前頁参照)についての報告等がありました。また、同第2部(現状論)では、関西大学法学部の永田憲史准教授から死刑と無期懲役との量刑基準に関する考察をお聞きし、安田好弘会員(第二東京)、後藤貞人会員(大阪)からは死刑事件弁護の実際、終身刑導入の是非等が報告されました。

途中、杉本吉史会員(大阪)から、死刑相当事件の犯罪被害者の経済的支援について、我が国の犯罪被害給付制度では十分な保障が受けられていない実態が報告されました。

ほぼ満席の会場(126名参加)で死刑と終身刑を巡る活発な議論が展開されました。